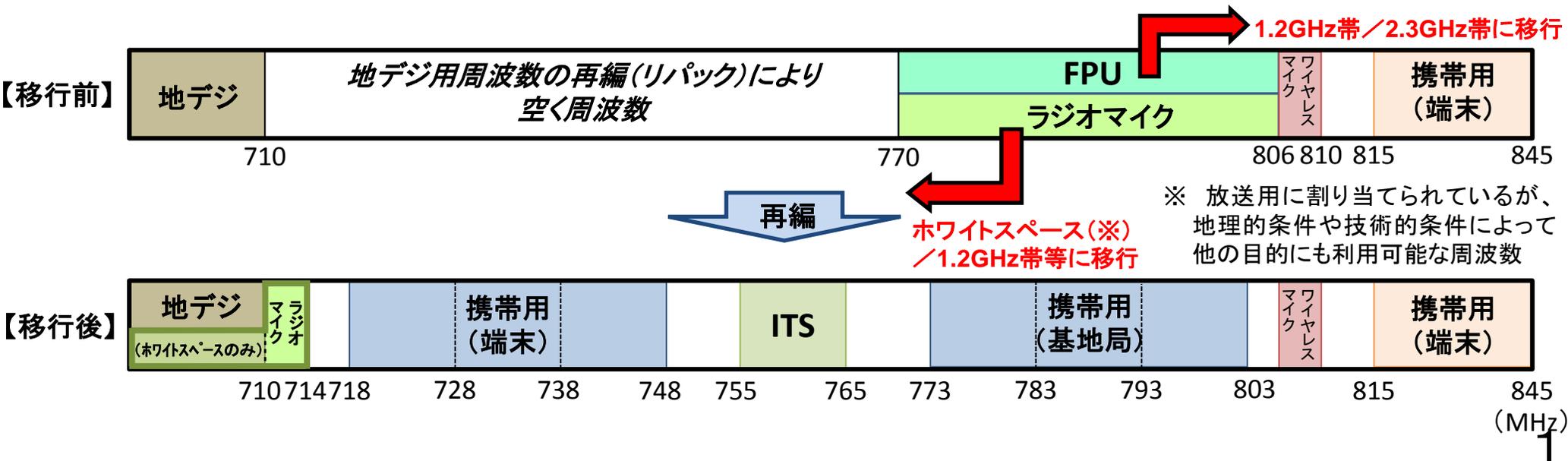


700MHz帯開設指針案の概要

(別紙1)

I 基本的考え方

- ① 900MHz帯と同様、**近年のトラフィック急増に対応**するとともに、**早期に3. 9世代携帯電話システムの普及**を図るため、700MHz帯の周波数の割当てを実施
- ② 本年夏頃に**10MHz幅×2を3者**に割り当てる
- ③ 改正電波法に基づき、周波数移行を、当該周波数を希望する者による費用負担※で実施
※新設機器代金・工事費用等
- ④ 携帯電話による地上デジタル放送の受信障害の防止・解消措置を割当てを受けた者が実施
- ⑤ 割当ての審査は**絶対審査基準**(最低限満たすべき基準)と**競願時審査基準**により実施
(基準は900MHz帯の割当てとほぼ同一。詳細は次ページ)
- ⑥ 周波数をより多くの者が利用できるよう、割当てに当たっては、900MHz帯を割り当てられた者を劣後させる



II 700MHz帯開設指針(審査方法)案

※下線部は900MHz帯開設指針と異なる部分

1. 絶対審査基準(最低限満たすべき基準)

- ①基地局設置場所確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有していること
- ②設備投資等に必要な資金調達及び開設計画の有効期間(10年間)が満了するまでに単年度黒字を達成する計画を有していること
- ③既存無線局の周波数移行に最低限必要な費用(600億円)に充てる資金を調達できること
- ④認定後7年後(2019年度末)までに全ての管内で人口カバー率80%をそれぞれ達成すること
- ⑤既存無線局の周波数移行期限から1年後(2019年度末)までに3.9世代携帯電話の高速化※が実現していること
- ⑥周波数移行に関する基準(ア 既存免許人への実施概要の周知及び実施手順の通知、イ アに関する免許人団体との協議、
ウ 割当てを受けた全事業者間でのア・イの実施方法等に関する協議 等)に従った計画を有していること
- ⑦透明性確保に関する基準(ア 費用負担に関する既存免許人との事前協議の禁止、イ 周波数移行の実施に関する他の申請者との事前協議の禁止、ウ 周波数移行の実施に関する問合せ窓口の設置 等)に従った計画を有していること
- ⑧地上デジタル放送の受信障害の防止及び解消措置に係る計画を有していること 等

※現在既に提供されているもの以上の高速な通信システムの普及を図る観点から、10MHz幅以上のシステムであることが条件

2. 競願時審査基準 以下の基準の順序に従い該当者が3者になるまで審査

(1)周波数移行に係る費用(上限1,500億円)をより多く負担可能な者

(2)3.9世代携帯電話の人口カバー率(2019年度末時点、5%単位)がより大きい者

(3)次の各項目に対し、総合的により適合している者

- ①周波数移行対象者との迅速な合意形成を図るための具体的対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制整備に関する計画がより充実していること
- ②他の電気通信事業者等多数の者に対する基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること
- ③割当周波数帯の有無及び差違並びに割当周波数幅に対する契約数の程度を勘案して、基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること

○ 割当てを希望する周波数が重複する場合は、競願時審査基準を適用し、上位者から希望に従って割り当てること

(参考) 900MHz帯開設指針からの変更・追加点一覧

1. 変更点

	900MHz帯	700MHz帯
割当数	15MHz幅×2を1者	10MHz幅×2を3者
既存無線局の周波数移行期限	2017年度末	2018年度末
周波数移行費用の負担可能額	下限 1,200億円 上限 2,100億円	下限 600億円 上限 1,500億円

2. 追加点

以下の事項を開設指針案に追加

I 地上デジタル放送の受信障害対策の実施

割当てを受けた全ての事業者は共同して、地上デジタル放送の受信障害の防止又は解消措置を講ずること。

II 複数の事業者に周波数割当てを行うことに伴う措置

1 周波数移行に関する事項

(1) 割当てを受けた全ての事業者は以下の事項を共同して実施すること。

- ① 既存免許人への周波数移行に関する実施概要の周知及び実施手順の通知
- ② 上記①の周知及び通知に関する免許人団体との協議
- ③ 周波数移行に関する既存免許人との合意

(2) 上記①～③の事項の実施方法について事業者の認定から3か月以内に事業者間で協議し合意すること。

(3) 事業者1者の負担額は、割当数で均等あん分した額とすること。

2 透明性確保に関する事項

(1) 申請者は、認定までの間、他の申請者との間で周波数移行の実施について協議をしてはならない。

(2) 事業者は、上記1(2)について合意したときは、速やかにその内容を示す書類を総務大臣に提出するとともに、その内容をインターネット等により公表すること。

3 周波数の割当てに関する事項

割当てを希望する周波数が重複する場合は、競願時審査基準を適用して、上位者から希望に従って割り当てること。